

兵 庫 労 働 局 発 表 平成 30 年 8 月 6 日

報道関係者 各位

[照会先]
兵庫労働局労働基準部賃金室
基室
専門監督官
TEL 078-367-9154
FAX 078-367-9165

# 兵庫県最低賃金時間額の27円引上げを答申 一時間額871円に一

平成30年8月6日、兵庫地方最低賃金審議会(会長 原 拓志。以下「審議会」という。)は、「兵庫県最低賃金の改正決定」について、慎重に調査審議を重ねた結果、県内の全ての事業場で働く労働者に適用される兵庫県最低賃金の改正について、下表のとおり金額を引き上げる旨、兵庫労働局長(畑中 啓良)に答申を行った。

兵庫県最低賃金改正決定の答申							
兵	庫	県	最	低	賃	金	時間額871円
引		上		げ		額	2 7 円
杰	+	2	e j	<del>+</del>	Ø	日	発効予定日
X)J	)J	H	5 1	±			平成 30 年 10 月 1 日

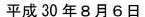
## 1 審議会の答申

審議会は、平成30年7月4日に、兵庫労働局長から平成30年度兵庫県最低賃金の改正諮問を受け、専門部会を設置して、慎重に調査審議を重ねた結果、8月6日に兵庫労働局長に対して、兵庫県最低賃金の金額を、時間額871円(引上げ額27円)に改正することを答申した。

審議会においては、「平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について」(平成30年7月26日中央最低賃金審議会答申、兵庫県はBランクであり引上げ額の目安は26円)を参考にしつつ、地域における労働者の賃金水準等を考慮し、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものである。

## 2 兵庫県最低賃金の決定までの今後の予定

- (1) 兵庫労働局長は、答申に対する異議の申出を平成30年8月21日まで受け付ける。
- (2) 兵庫労働局長は、答申及び異議申出があった場合の審議会の審議結果など審議 会の意見を聴いて、兵庫県最低賃金の改正を決定し、官報に公示する予定である。
- (3) 改正された兵庫県最低賃金は、平成30年10月1日から発効する予定である。





兵庫労働局長 畑中啓良 殿

> 兵庫地方最低賃金審議会 会長 原 拓 志

## 兵庫県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、平成30年7月4日付け兵労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成28年10月1日発効の兵庫県最低賃金(時間額819円)は平成28年度の兵庫県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の答申に当たっては、①最低賃金引上げの影響を大きく受ける中小企業・小規模事業者の生産性向上等に対する支援策について、手続きの簡素化等利用しやすくするための改善策を講じること、②現行の厚生年金保険・健康保険制度はパートタイム労働者等が就業調整を行う要因の一つとなっていることから、制度の見直しを行い働きたい人が働きやすい環境整備を実現すること、③中央最低賃金審議会について、例年、全会一致に至っていないことは、地方においての審議に大きく影響を及ぼすところであるので、今後、全会一致に至るための積極的な取り組みを行うこと、④公益見解により示される目安額については、より具体的な根拠を示すこと、⑤中央最低賃金審議会の目安について、全国における地方最低賃金の格差がランク分けにより年々広がっていく実態にあり、それが地方からの人口流出の一因となっていることから、その格差を是正すること、を強く要望する。

## 兵庫県最低賃金

- 1 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 871 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 平成30年10月1日

## 別紙2

## 兵庫県最低賃金と生活保護との比較について

- 1 地域別最低賃金
  - (1) 件 名 兵庫県最低賃金
  - (2) 最低賃金額 時間額 819円
  - (3) 発 効 日 平成28年10月1日
- 2 生活保護水準
- (1) 比較対象者12~19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度 平成 28 年度
- (3) 生活保護水準(平成28年度) 生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の兵庫県内の人口 加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(108.224円)。
- 3 生活保護に係る施策との整合性について 上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる 金額とを比較すると兵庫県最低賃金が下回っているとは認められなかった。
  - (註) 最低賃金1箇月換算額

819 円 (兵庫県最低賃金) ×173.8 (1 箇月平均法定労働時間数) ×0.824 (可処分所得の総所得に対する比率) =117,290 円